

加算率

加算額を算出するための率であり、休業等の追加支給の対象となっている休業・教育訓練の判定基礎期間の初日または出向の支給対象期の初日に対応する期間の加算率を支給額の差額に乗じて加算額を算出します。

	期間	加算率		期間	加算率
1	2004 平成16年8月1日 ~ 2005 平成17年7月31日	0.14	9	2012 平成24年8月1日 ~ 2013 平成25年7月31日	—
2	2005 平成17年8月1日 ~ 2006 平成18年7月31日	0.13	10	2013 平成25年8月1日 ~ 2014 平成26年7月31日	—
3	2006 平成18年8月1日 ~ 2007 平成19年7月31日	0.11	11	2014 平成26年8月1日 ~ 2015 平成27年7月31日	0.01
4	2007 平成19年8月1日 ~ 2008 平成20年7月31日	0.09	12	2015 平成27年8月1日 ~ 2016 平成28年7月31日	0.01
5	2008 平成20年8月1日 ~ 2009 平成21年7月31日	0.08	13	2016 平成28年8月1日 ~ 2017 平成29年7月31日	0.01
6	2009 平成21年8月1日 ~ 2010 平成22年7月31日	0.06	14	2017 平成29年8月1日 ~ 2018 平成30年7月31日	0.01
7	2010 平成22年8月1日 ~ 2011 平成23年7月31日	0.05	15	2018 平成30年8月1日 ~ 2019 平成31年3月17日	0.01
8	2011 平成23年8月1日 ~ 2012 平成24年7月31日	—			

(注意)

平成31年3月18日に雇用保険基本手当日額の最高額が見直され、それ以降の支給決定案件については見直し額に基づき算定、支給されていることから、平成31年3月18日以降に支給決定したものには加算額は発生しません。